

令和 8 年 8 月 17 日 招集

令 和 8 年

第5回美唄市議会臨時会議案

報告第 7 号

専決処分報告の件

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分を行ったので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 8 月 17 日提出

美唄市長 桜井 恒

専決第 6 号

損害賠償額の決定について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 7 月 7 日専決

美唄市長 桜井 恒

美唄市は、公共柵の損傷に起因した事故の示談による損害賠償額を次のとおり決定する。

1 損害賠償額

62,845 円

2 損害賠償の相手方

美唄市在住 男性

報告第 8 号

専決処分報告の件

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分を行ったので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 8 月 17 日提出

美唄市長 桜井 恒

専決第 7 号

損害賠償額の決定について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 8 月 7 日専決

美唄市長 桜井 恒

美唄市は、路面より突出したマンホールに起因した事故の示談による損害賠償額を次のとおり決定する。

1 損害賠償額

37,864 円

2 損害賠償の相手方

美唄市在住 男性

令和8年度

美唄市一般会計補正予算(第5号)

令和8年度 美唄市一般会計補正予算(第5号)

令和8年度美唄市一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為の補正)

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表債務負担行為補正」による。

令和8年8月17日提出

美唄市長 桜井 恒

第1表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
美唄国設スキー場整備費 (センターハウス建設・駐車場整備・ 圧雪車車庫建設・既存施設解体)	令和9年度から 令和10年度まで	1,047,000